## Emojerane Central

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、昭和45年の第64回臨時国会(いわゆる「公害国 会」)において制定されました。その後、経済活動の拡大に伴う廃棄物排出量の増大や深刻 な最終処分場不足、不法投棄の社会問題化などの諸課題に対応するため平成3年に大幅に改 正が行われ、以降、社会情勢の変化に応じて政省令を含め頻繁に改正が行われています。 この冊子は、同法の概要について、産業廃棄物を中心にまとめたものです。
- 道では、令和2年3月、法に基づく「北海道廃棄物処理計画[第5次]」を策定し、令和 6年度を目標年度に、産業廃棄物の排出量37,500千トン以下、再生利用率57%以上、 最終処分量570千トン以下となるよう、道民、NPO、事業者、行政等との連携・協働のもと、 それぞれの地域特性に応じた取組を進めることとしています。
- 事業活動に伴って生ずる廃棄物は、排出者責任の原則に基づき、できるだけ自らの責任に おいて排出を抑制し、適正な循環的利用を優先した廃棄物処理が必要であり、各事業者には、 環境に配慮した事業活動に努めるとともに、法令遵守の徹底が求められています。

このため、道では、事業者の取組の支援に向けて、排出事業者が産業廃棄物の排出抑制 をしたり、リサイクルの施設設備を導入するための支援や、企業へのリーガルアドバイザー の派遣等を実施しています。

※本文中において、「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137 号)、「令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)、 「規則」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)

この冊子の内容をはじめ、各種様式、最新の情報をホームページで提供して います。是非ご覧ください。⇒ 廃棄物処理法の概要 で検索 <del>------</del>-----

1 5 1 

(資資